

被害者から支援者へ

～サイバーとの出会い～

水俣市よりそいサポートセンター
女性相談員 松本周子

はじめに

◇ここでいう被害者とは、

困難を抱えた女性たちの支援をする中で、いろいろな被害（DVや性暴力、性搾取等）にあっている女性のこと

◇サバイバー(**survivor**)の意味は、

被害にあいながらも生きのびた人

幼少時等に継続的な虐待を受けながら、社会生活を送っている人
トラウマからの回復過程を含め

1 婦人相談員とは(女性相談員)

- ◇ ・ 売春防止法
 - ・ DV防止法
 - ・ ストーカー規制法
 - ・ 人身取引行動計画
 - ・ 困難女性への支援に関する新法へ
- 婦人保護事業 (婦人相談所
婦人相談員
婦人保護施設)

◇ 婦人相談員 (女性相談員) が受ける相談の内容

離婚・DV・性の問題 (夫婦関係・性暴力・性的虐待)

家庭内の問題・子どもの問題・望まない妊娠・生活困難

仕事の事・借金・外国人女性の問題・その他の悩み

2 女性への暴力は人権侵害

◇女性に対する暴力についての国際的な流れ

- ・ 昭和54年（1979年）「女子差別撤廃条約」

- ・ 昭和58年（1983年）「ウィーン世界人権会議」

「女性への暴力の撤廃に関する宣言」を採択

定義：女性に対する暴力とは、性に基づく暴力行為であって、女性に対して身体的、性的もしくは心理的危険または苦痛となる行為であり、さらにそのような行為の威嚇、強制または恣意的な自由の剥奪をも含み、それらが公的又は私的生活のいずれで起こるかを問わない。

- ・ 平成7年（1995年）「第4回世界女性会議（北京会議）」

女性に対する暴力が重要な問題と定義され、
「北京宣言」及び「北京行動綱領」を採択

◇日本の流れ

- ・ 昭和60年(1985年) 「女子差別撤廃条約」 批准
- ・ 昭和62年(1987年) 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」 策定
- ・ 平成8年(1996年) 平成7年開催の北京会議行動綱領を受けて国内行動計画を整備し「男女共同参画2000年プラン」 策定
- ・ 平成11年(1999年) 「男女共同参画社会基本法」 成立
- ・ 平成12年(2000年) 「ストーカー規制法」 成立
- ・ 平成13年(2001年) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」 成立

3 DVとは

DV防止法 前文（一部抜粋）

H13年 成立

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

◇DV本質は「力による支配」

身体的暴力・心理的暴力・性的暴力・経済的暴力・子供を使った暴力

◇暴力というと、多く人は殴る・蹴るなどの身体的な暴力行為をイメージする

しかし、DVは身体的暴力にとどまらず、怒鳴る・無視を続けるなどの精神的・心理的暴力が被害を深刻にしている

◇どれくらいの方が暴力を受けているか

(内閣府の調査結果)

内閣府 令和3年3月公表「男女間における暴力に関する調査報告書」

- ・ **約4人に1人**は配偶者から暴力の被害がある
- ・ **約10人に1人**は何度も暴力を受けている
- ・ **約21人に1人**は命の危険を感じたことがある

◇どれくらいの人がDVの犯罪被害者になっているか

内閣府男女共同参画白書（令和3年度版）

- ・ 令和2年度、警察庁がDV事案で検挙した配偶者間における殺人・傷害・暴行事件は6,759件
そのうち6,006件（88.9%）は女性が被害者
- ・ 女性が被害者になった割合を罪種別に見ると、
殺人144件中86件（59.7%）
傷害2,253件中2,027件（90.0%）
暴行4,362件中3,893件（89.2%）

女性が被害者になる割合は高い

4 性暴力とは

- ・ 相手が望まない性的行為はすべて「性暴力」です
- ・ 相手が“嫌だ”“やめて”と言うなど拒絶の意志を明確に示しているのに性的な行為をする
- ・ 相手が嫌だと感じているのに、体のプライベートゾーンを触る
- ・ 痴漢行為
- ・ 裸の写真や動画を見せたり、相手の裸を見たりする等

◇どれくらいの人が性暴力を受けているか

13人に一人が性行為の被害を受けている（内閣府の調査）

◇被害者なのに反対に責められる

- ・ あなたもそんな服装でいたから被害にあったのではないの
- ・ 危ない夜道を歩いているからよ
- ・ あなたも誘ったのではないの

◇私たちは買われた展

かつて「売春」を経験したことがある少女たちが、その背景や自分たちの思いを知ってほしいと、写真や手記などを通して訴える展。北海道から九州までの各地で暮らす14歳から26歳までの女性24人が主催。様々な問題が背景にある。彼女たちの姿を伝えることで、その背景に目を向ける人が増えてほしい。24人の体験を再現した写真や手記など、およそ100点を展示している。

- ・振り袖から見える腕に多数のリストカットの痕が残る写真。家族から性的な虐待を受け続け、16歳の時に売春をし、自傷行為を繰り返した女性が20歳まで生きてきた証しとして撮影したという。
- ・15歳の女子中学生の手記には、食べるものもなく、また、親の暴力に怯えながら生活する中、売春するようになった経緯が次のように綴られている。「母親が家に帰らなかったため、妹と2人で駅前立ち、食事を与えてくれる人を探した。母親が再婚すると、暴力を振るわれた。ある日、街で見知らぬ男に『どうしたの?』と声を掛けられ、事情を話すと『お腹すいてるでしょ』と言い、コンビニでおにぎりを買ってくれた。コンビニを出ると手をつないできて、男の自宅に着いた。抵抗したら殴られると思い、抵抗できなかった。家に居られないとき、声を掛けてくるのは男の人だけだった。頼れるのはその人たちしかいなかった」。

サバイバーとの出会い

1 ノーサンプトン市の壁画に描かれた日本人女性

- 加藤洋子さんは、ノーサンプトン市の尊敬する7人の女性の一人に選ばれ、壁画に描かれました。



◇加藤洋子さんのストーリー



(1) アメリカで生きる

1944年横浜生まれ

1965年、21歳で日本からアメリカに渡ってアメリカ人と結婚

二人の娘に恵まれたが、次女が生まれてから間もなく、夫からのDVがあり、子供二人を連れて日本に帰ったが、アメリカがハーグ条約に加盟していることを知らず（共同親権・当時日本はハーグ条約には加盟していなかった）を知らず、アメリカに戻ると逮捕された。弁護士に依頼し、やっと釈放される。

娘二人を連れて大学に入り、デザインを勉強する。

1975年、長女が9歳、次女が6歳の時に離婚。

1980年ブライダルブティックをオープンする。

長女と次女は大学へ進学

(2) 次女（23歳）と孫（1歳6か月）が 次女の別れたパートナーから殺される

1993年1月11日、朝4時、警察からの電話で起こされ、刑事が自宅に来て、次女と孫が次女の別れたパートナーから殺されたと知らされた。

次女は暴力を振るわれていることを母に話していなかった。

また、養育料は一切払われず、2カ月前に別れたばかりであった。

孫は13回、次女は53回もナイフで体を刺されていた。

次女と孫の顔は切られ、次女の目にはナイフが刺さっており、部屋は壁、天井、床まで血の海という凄惨なものだった。次女は死ぬまで息子を抱いてかばっていた。

マサチューセッツ州は土葬のため、次女が孫を抱いた状態でお棺に入れた。お墓には、孫がいつも言っていた言葉を刻んだ「LOVE YOU」（あなたを愛している）と。

ノーサンプトン市で初めて起きた殺人事件であった。



お墓の前で

(3) 悲しみの中から立ち上がる

- 自分と同じように犯罪被害にあい苦しんでいる人たちに声をかけ、励まし、自分の経験を伝えるようになった。
- 奨学金制度の創設（ネーム・オブ・スカラーシップ・シェリー・モートン・アンド・セドリック）した。全て寄付とバザー等の収益で基金を集め、毎年2人の女性が大学に行っている。対象はDVのシェルターに入っている子供のいる女性。
- マサチューセッツ州の衛生局から選ばれた23の病院のトレーニングプログラムの責任者として、DV被害者の早期発見について保健省、弁護士会、警察、メディアと協力して行っている。
- 活動は評価され、マサチューセッツ州知事から、最も社会貢献をした女性の一人に選ばれた。又、ボストンのウーマン・オブ・ザ・イヤーを受賞している。
- 日本での講演も実現した。
- 日本から勉強に来る女性たちの支援もしている。

(4) DVシェルターでの出来事

マサチューセッツ州にあるYWCAのシェルターで会った日本人被害者の女性。留学中にニューヨークで結婚、2人の娘がいる。夫が失業し、生活保護を受けてホームレスシェルターにいるときに夫から暴力を振るわれるようになり、助けを求めDVシェルターに入った。日本の両親には結婚を反対されたが、日本に戻りたいと言った女性を止めた加藤さん。



YWCAのシェルター

◇ハーグ条約とは

1980年に採択されたハーグ条約は、国境を越えた子どもの不法な連れ去り（例：一方の親の同意なく子どもを元の居住国から出国させること）や留置（例：一方の親の同意を得て一時帰国後、約束の期限を過ぎても子どもを元の居住国に戻さないこと）をめぐる紛争に対応するための国際的な枠組みとして、子どもを元の居住国に返還するための手続や国境を越えた親子の面会交流の実現のための締約国間の協力等について定めた条約のこと。

2014年4月1日、日本が締約国となる。

◇シェルターで会ったDV被害者の母子のその後

加藤さんの支援、アドバイスに従って、弁護士に依頼して離婚が成立した。

奨学金を得て大学を卒業し、アメリカで働き生活をしている。

日本の両親と和解し、娘二人を連れて一時帰国も果たした。

2 婦人保護事業の先駆けとなった被害女性

◇性奴隷とされた日本の女性

公娼制度

遊郭・からゆきさん・慰安婦・赤線青線・闇の女

売春防止法の成立（婦人保護事業）

◇婦人保護事業は婦人保護施設から

矯風会の慈愛館

救世軍の保護施設

山田わか創設の幡ヶ谷婦人寮

◇婦人保護事業の歴史の中で出会った山田わかさんのストーリー

(1) アメリカに売られる

地主の家柄の三女として明治12年（1879年）、久里浜（現・横須賀市）で出生。尋常小学校を優等な成績で卒業し、進学を望んだが、かなわず、子守りや畑仕事をし、16歳で他家へ嫁いだ。実家の長兄を助けるため、18歳の頃「アメリカなら、うまい仕事があるよ」と、女衞の口車に乗せられ、渡米。米西海岸シアトルで売春婦として売られた。本名を奪われ、“アラビヤお八重」と呼ばれた苦しい日々。「全く暗雲に閉ざされた闇黒界を躡きながら、血まみれになってようやく息だけ続けていた」

(2) キャメロンハウスでの生活

6年後に、邦字紙記者の導きで脱出し、サンフランシスコのシェルターのキャメロンハウスへ駆け込む

(3) 山田嘉吉と出会い、勉強、結婚

3年近いシェルターの生活で、同じ神奈川県出身の山田嘉吉

（1865年～1934年）の主宰する日本人向け私塾・山田英学塾へ通い、明治38年（1905年）山田と結婚して生き方を一変させた。



(4) 帰国して (明治39年1906年)

- ・雑誌青鞆社のメンバーとなる。

青鞆に、南アフリカの思想家オリブ・シュライネルの「若き愛と智の自覚」(三つの夢)の翻訳エッセイ、アメリカの社会学者ウォードの論文「女子の教育について」、スウェーデンの思想家エレン・ケイの「児童の世紀」の翻訳文、「感想・評論」等が掲載される。

- ・女流評論家としての活動

「[東京朝日新聞](#)」の「女性相談」欄の回答者となった。

「家に押し入ってきた強盗によって妊娠させられてしまった女性」からの相談に対して、「子供を生んで育てるように」と回答し、大きな反響を呼び起こした。

- ・主婦の友社の顧問として

昭和12年(1937年)渡米婦人使節の一人としてホワイトハウスで大統領夫人アンナ・ルーズベルトに会見した。



(5) 母性保護事業から婦人保護事業へ

- 昭和10年（1935年）母性保護運動推進のため、財団法人「母を護るの会」を創設する。
- 昭和14年（1939年）には困窮母子を支える「幡ヶ谷母子寮」と「幡ヶ谷保育園」を完成させた。
- 昭和22年（1947年）婦人保護施設「幡ヶ谷女子学園」の名で施設を再開した。
- 昭和27年（1952年）「母を護るの会」を「婦人福祉会」に変更、その後も理事長職にあったが昭和32年（1957年）9月にその生涯を閉じた。享年77歳。

(6) 幡ヶ谷女子学園から児童養護施設へ

- ・昭和32年（1957年）売春防止法の施行により、若年女子の転落未然防止活動としての女子の保護更生事業を行う。
 - ・昭和49年（1974年）婦人保護施設「幡ヶ谷女子学園」を廃止、主に高校生を処遇する養護施設「若草寮」の事業に転換。その後、対象は、児童全般となっている。
- 「婦人福祉会」から「社会福祉法人わかくさ会」に変更。



現在の若草寮



若草寮理事長（H24年当時）
林千代氏から話を聞く

3 サバイバーとなった婦人相談員のAさん

◇婦人相談員とは

売春防止法の基に婦人保護事業を担う相談業務。

県の女性相談所、各市の福祉事務所等に設置されている。

現在、熊本県には25人の婦人相談員（女性相談員・女性福祉相談員・家庭女性相談員等の名称を使っている）がいる。全国には約1550名の婦人相談員がいる。

2022年（令和4年）5月売春防止法に代わる「困難な問題を抱える女性への支援に関する新法」が成立しました。相談員の名称は2022年の施行時には、女性相談支援員という名称に変わる。

◇A婦人相談員のストーリー

(1) 家族

- ・ 県内のある市で出生、2人姉妹であった
- ・ 母は高圧的な女性で、妹は可愛がられたが自分には厳しかった
- ・ 結婚した相手も高圧的であった
- ・ 息子2人と娘が生まれた

(2) B市の福祉事務所の婦人相談員となる

A婦人相談員には多くのDV被害者からの相談があった。

研修を一緒に受けた相談員仲間の印象は、Aさんは楽しい人、場をにぎわせてくれるユーモアのある人という印象があった。

(3) 私はDV被害者です

半年間に渡って毎月2日間参加したカウンセリング研修で、Aさんはカミングアウトをした。参加していた九州各地の20人の相談員仲間から、驚きと、仲の良い婦人相談員のすすり泣く声が聞こえた。

Aさんは、婦人相談員になるまで、夫から暴力を受けていたが、それがDVとはわからなかったが、婦人相談員の研修を受けていく中で、「いつもおまえが悪い」と言われ、殴られてきた暴力は「DV」なんだとわかった。

長男に「私がお父さんから受けているのはDVだと思う」と話すと、長男は、「母ちゃんはDVの被害者だよ、いつも顔に青あざを作っているじゃないか」と言った。夫と別居、調停で離婚をした。成人していた子供たちは母親の味方だった。

(4) その後のA相談員の支援活動

福祉事務所での相談業務の他、

- ・地域のDV被害者の自助グループの集まりを開催
- ・精神保健センターの自助グループに参加、ファシリテーターをする
- ・相談支援の中で、DV被害者の母と子のプログラムを紹介し参加をアドバイス

(5) 今が、自由で、一番幸せ

自身がDV被害者であることに気づき、別居、1年近くかかったが調停離婚が成立した。離婚を知った友人の中には良い友達と思っていたが離れていき、真の友人だけが残った。その後退職した。数年間、体調を崩していたが、今は元気である。そして、「今が、自由で、一番幸せ」という。

おわりに

婦人相談員として相談業務で出会う女性たちは、被害にあい、一番大変な時期に相談に来られます。そんな彼女たちが、サバイバーとして生き抜き、再び出会うとき、生き生きと輝き、別人に見えます。

彼女たちが自分を取り戻していくには時間がかかります。

しかし、人には皆、レジリエンスがあります。逆境を跳ね飛ばす力です。多くの方々に、励まされ、力づけられたことだろうと思います。

女性の人権にかかわるこれらの問題は、個人の問題ではなく、社会の問題です。その人が直面している問題は、決して私たちが生きているこの社会の問題とは無縁ではありません。同じ経験はしていなくても私たちの経験はつながっています。他人事ではなく自分たちの問題として考えていきたいと思います。社会問題としての取り組みが必要です。

婦人相談員の仕事には二次受傷もあります。彼女の被害を追体験してしまうのです。そんな時に、同僚や彼女たちサバイバーの生き方に励まされています。

そんな彼女たちのことを皆さんにお伝え出来たことをうれしく思います。

ありがとうございました。

アンケートにご協力ください。



図書館では11/17(木)～11/30(水)まで男女共同参画のミニ特設コーナーを設けています！